



# 山形県公報

平成24年10月30日（火）  
第2390号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…1239
- 鳥獣保護区の指定……………（みどり自然課）…1240
- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………（同）…同
- 鳥獣保護区特別保護地区の再指定……………（同）…1243
- 昭和40年11月県告示第1022号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（同）…同
- 昭和44年3月県告示第299号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（同）…1244
- 昭和47年10月県告示第1597号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（同）…同
- 昭和57年11月県告示第1831号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（同）…同
- 昭和61年10月県告示第1443号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（同）…1245
- 平成4年10月県告示第1209号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（同）…同
- 平成10年10月県告示第1001号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（同）…1246
- 平成14年10月県告示第1055号（鳥獣保護区設定）の一部改正……………（同）…同
- 特定猟具使用禁止区域の指定……………（同）…1247
- 公共測量の実施の通知……………（用地課）…1248
- 同……………（同）…1249
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可……………（都市計画課）…同
- 都市計画の変更の案の縦覧……………（同）…同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（庄内総合支庁水産課）…1250

## 告 示

### 山形県告示第1024号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人福祉サポートセンター山形 新庄市本町6番11号	J u J u ・ マ ル シ ェ 新庄市本町6番11号	就労継続支援（A型）	平成24. 10. 18

**山形県告示第1025号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区を次のとおり指定する。

平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 大花山鳥獣保護区
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、小国町の南西部に位置し、荒川支流の玉川と足水川に挟まれた標高789メートルの大花山に連なる丘陵地帯で、大花山西斜面はブナ・チシマザサ群落が広がり、東斜面はブナ林が広がっている。このような自然環境を反映してイヌワシ、ニホンカモシカ等多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

**山形県告示第1026号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 徳良湖鳥獣保護区（尾花沢市）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

徳良湖鳥獣保護区は、御所山県立自然公園に指定されている徳良湖を中心として広がる丘陵地帯である。周辺には、子供広場やオートキャンプ場等の施設があり、市民の憩いの場となっている。この区域は、アカマツ林に覆われており、北西部にかけては、広葉樹林となっており、多様な鳥獣が生息している。このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 (1) 名 称 東山鳥獣保護区（新庄市）

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

東山鳥獣保護区は、昭和55年度から昭和57年度にかけて県及び国の補助を受け、林野庁の指導の下に造成した保健休養のための森林「東山・生活環境保全林」を中心とした区域である。現在は、「陣峰市民の森」として、地域住民の憩いの場として、また、地元野鳥愛護会の野鳥観察の場として利用されている。新庄市中心部から近く、地域住民が親しく鳥獣に接するには重要な区域である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定

- し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
- 3 (1) 名 称 神室鳥獣保護区（新庄市並びに最上郡金山町及び最上町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区  
ロ 鳥獣保護区の指定目的  
神室鳥獣保護区は、標高1,365メートルの神室山を中心とした地域で、大半が栗駒国定公園に指定されている。森林に深く覆われた地形で、ブナ・チシマザサ群落、キタゴヨウ・クロベ群落等の自然植生が残るほか、人工林が介在しており、森林鳥獣にとって良好な生息環境となっている。  
北西側はイヌワシの高利用域となっているほか、南東側はオオタカやクマタカの飛翔が確認されており、いずれも希少動物の生息域となっている。  
このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
- 4 (1) 名 称 屋敷平鳥獣保護区（最上郡最上町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区  
ロ 鳥獣保護区の指定目的  
屋敷平鳥獣保護区は、神室山系（栗駒国定公園）と御所山山系（御所山県立自然公園）をつなぐ奥羽山系に沿った森林地帯である。ブナ・チシマザサ群落を主とした自然植生を有するとともに、標高1,000メートル前後の急峻な山系が続いており、森林鳥獣にとって良好な生息環境となっている。  
特に、神室山系と御所山山系をつなぎ鳥獣の生息地と生息環境を安定して保全するとともに、蔵王以北の奥羽山系に沿った生息地を連続させて、森林鳥獣の相互交流を図ることが鳥獣の保護にとって重要な点となる。  
このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
- 5 (1) 名 称 野々村鳥獣保護区（最上郡真室川町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区  
ロ 鳥獣保護区の指定目的  
野々村鳥獣保護区は、真室川町の中心部に近い農業用ため池を中心にした区域であり、この区域は渡り鳥の越冬地として知られている。冬期にはハクチョウ、マガモ、オナガガモ等の飛来が見られ、地元住民によるこれらの鳥類の保護活動も行われている。近隣地には鳥獣の観察が可能な施設も整備され、地域住民の憩いの場ともなっている。  
このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
- 6 (1) 名 称 吾妻鳥獣保護区（米沢市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

吾妻鳥獣保護区は、米沢市の南部、福島県との県境周辺に位置し、標高2,035メートルの西吾妻山を中心とした高山地帯で、磐梯朝日国立公園（吾妻地域）の特別保護地区及び特別地域にも指定されている。国の天然記念物であるニホンカモシカや国内希少野生動物種であるイヌワシ、また、ニホンザルの良好な生息地となって大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣の生息に適した地域となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 7 (1) 名称 羽黒山鳥獣保護区（鶴岡市）

- (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

羽黒山鳥獣保護区は、磐梯朝日国立公園の特別区域に指定され、自然環境が保全されている。

植生は、出羽三山神社のスギ植林が大部分を占めるが、原生林であり豊かな自然環境を保持しており、多くの鳥類、中・小型哺乳類等が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 8 (1) 名称 飛鳥鳥獣保護区（酒田市）

- (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
集団繁殖地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

飛鳥鳥獣保護区は、鳥海国立公園内で、酒田港の西北西38キロメートルの日本海に浮かぶ離島で、地形は平坦で周囲10キロメートル、面積2.3平方キロメートルでタブ林やクロマツ林が広がっている。飛鳥は、タブ等の温地系植物、オオイタドリ等の寒地系植物、トビシマカンゾウ等の稀産植物の生息地として知られており、多様な植生になっている。

当該区域には国指定の天然記念物、ウミネコの繁殖地があるほか、約60種の鳥類が確認されており、自然豊かな地域である。

このため、当該区域は、鳥獣の繁殖のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域で繁殖する鳥獣の保護を図るものである。

## 9 (1) 名称 眺海の森鳥獣保護区（酒田市）

- (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

眺海の森鳥獣保護区は、酒田市松山・平田地区において「眺海の森」として公園整備されており、あずまや、遊歩道等が整備されている。植生は、アカマツ・スギ植林が主体で、公園内はよく管理されており鳥獣が多く生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定

し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- 10 (1) 名称 東陽鳥獣保護区（酒田市）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区  
ロ 鳥獣保護区の指定目的  
東陽鳥獣保護区は、酒田市平田地区の東部山地の先端部に位置し、植生はスギ植林が大部分を占めているが、地形的に経ヶ蔵山等に連なっており、平田地区の中心部に近い地域に多種多様な鳥獣が生息している。  
このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第1027号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、神室鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名称 神室鳥獣保護区特別保護地区  
2 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
4 保護に関する指針  
(1) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区  
(2) 鳥獣保護区の指定目的  
神室鳥獣保護区は、新庄市並びに最上郡金山町及び最上町の東側の神室連峰に位置し、ブナ等の自然林や、シラネアオイ、ニッコウキスゲ等が見られ、落葉広葉樹の林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等多様な鳥獣が生息している。  
特に、当該保護区の中でも特別保護地区は、ブナ等原生的な自然が多く残されており、希少猛禽類であるイヌワシが生息する等、希少鳥獣の生息及び繁殖のために特に重要な区域となっている。  
このため、神室鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

#### 山形県告示第1028号

昭和40年11月県告示第1022号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 第3項第2号中「文化環境部環境政策推進室環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号を次のように改める。  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
第3項に次の1号を加える。  
(4) 保護に関する指針  
イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区  
ロ 鳥獣保護区の指定目的  
眺海の森鳥獣保護区は、酒田市松山・平田地区において「眺海の森」として公園整備されており、あずまや、遊歩道等が整備されている。植生は、アカマツ・スギ植林が主体で、公園内はよく管理されており鳥獣

が多く生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第1029号

昭和44年3月県告示第299号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項中「文化環境部環境政策推進室環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、第3項を次のように改める。

3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第3項の次に次の1項を加える。

4 保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

羽黒山鳥獣保護区は、磐梯朝日国立公園の特別区域に指定され、自然環境が保全されている。

植生は、出羽三山神社のスギ植林が大部分を占めるが、原生林であり豊かな自然環境を保持しており、多くの鳥類、中・小型哺乳類等が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第1030号

昭和47年10月県告示第1597号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項第2号中「文化環境部環境政策推進室環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

飛島鳥獣保護区は、鳥海国定公園内で、酒田港の西北西38キロメートルの日本海に浮かぶ離島で、地形は平たんで周囲10キロメートル、面積2.3平方キロメートルでタブ林やクロマツ林が広がっている。飛島は、タブ等の湿地系植物、オオイタドリ等の寒地系植物、トビシマカンゾウ等の稀産植物の生息地として知られており、多様な植生になっている。

当該区域には国指定の天然記念物、ウミネコの繁殖地があるほか、約60種の鳥類が確認されており、自然豊かな地域である。

このため、当該区域は、鳥獣の繁殖のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域で繁殖する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第1031号

昭和57年11月県告示第1831号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第2号中「文化環境部環境政策推進室環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- ロ 鳥獣保護区の指定目的

吾妻鳥獣保護区は、米沢市の南部、福島県との県境周辺に位置し、標高2,035メートルの西吾妻山を中心とした高山地帯で、磐梯朝日国立公園（吾妻地域）の特別保護地区及び特別地域にも指定されている。国の天然記念物であるニホンカモシカや国内希少野生動物種であるイヌワシ、また、ニホンザルの良好な生息地となつて大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣の生息に適した地域となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第2項第2号中「文化環境部環境政策推進室環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区
- ロ 鳥獣保護区の指定目的

東陽鳥獣保護区は、酒田市平田地区の東部山地の先端部に位置し、植生はスギ植林が大部分を占めているが、地形的に経ヶ蔵山等に連なっており、平田地区の中心部に近い地域に多種多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第1032号

昭和61年10月県告示第1443号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。  
平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第2号中「文化環境部環境政策推進室環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- ロ 鳥獣保護区の指定目的

神室鳥獣保護区は、標高1,365メートルの神室山を中心とした地域で、大半が栗駒国立公園に指定されている。森林に深く覆われた地形で、ブナ・チシマザサ群落、キタゴヨウ・クロベ群落等の自然植生が残るほか、人工林が介在しており、森林鳥獣にとって良好な生息環境となっている。

北西側はイヌワシの高利用域となっているほか、南東側はオオタカやクマタカの飛翔が確認されており、いずれも希少動物の生息域となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第1033号

平成4年10月県告示第1209号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。  
平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第2号中「文化環境部環境政策推進室環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区
- ロ 鳥獣保護区の指定目的

徳良湖鳥獣保護区は、御所山県立自然公園に指定されている徳良湖を中心として広がる丘陵地帯である。周辺には、子供広場やオートキャンプ場等の施設があり、市民の憩いの場となっている。この区域は、アカマツ林に覆われており、北西部にかけては、広葉樹林となっており、多様な鳥獣が生息している。このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第2項第2号中「文化環境部環境政策推進室環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区
- ロ 鳥獣保護区の指定目的

東山鳥獣保護区は、昭和55年度から昭和57年度にかけて県及び国の補助を受け、林野庁の指導の下に造成した保健休養のための森林「東山・生活環境保全林」を中心とした区域である。現在は、「陣峰市民の森」として、地域住民の憩いの場として、また、地元野鳥愛護会の野鳥観察の場として利用されている。新庄市中心部から近く、地域住民が親しく鳥獣に接するには重要な区域である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第1034号

平成10年10月県告示第1001号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項中「文化環境部環境政策推進室環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、第3項を次のように改める。

3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第3項の次に次の1項を加える。

4 保護に関する指針

- (1) 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区
- (2) 鳥獣保護区の指定目的

野々村鳥獣保護区は、真室川町の中心部に近い農業用ため池を中心にした区域であり、この区域は渡り鳥の越冬地として知られている。冬期にはハクチョウ、マガモ、オナガガモ等の飛来が見られ、地元住民によるこれらの鳥類の保護活動も行われている。近隣地には鳥獣の観察が可能な施設も整備され、地域住民の憩いの場ともなっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 山形県告示第1035号

平成14年10月県告示第1055号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項中「文化環境部環境政策推進室環境保護課」を「環境エネルギー部みどり自然課」に改め、第3項を次のように改める。



3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
第3項の次に次の1項を加える。

4 保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

屋敷平鳥獣保護区は、神室山系（栗駒国定公園）と御所山山系（御所山県立自然公園）をつなぐ奥羽山系に沿った森林地帯である。ブナ・チシマザサ群落を主とした自然植生を有するとともに、標高1,000メートル前後の急峻な山系が続いており、森林鳥獣にとって良好な生息環境となっている。

特に、神室山系と御所山山系をつなぎ鳥獣の生息地と生息環境を安定して保全するとともに、蔵王以北の奥羽山系に沿った生息地を連続させて、森林鳥獣の相互交流を図ることが鳥獣の保護にとって重要な点となる。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

山形県告示第1036号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 寒河江川特定猟具使用禁止区域（寒河江市及び西村山郡西川町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名 称 小倉特定猟具使用禁止区域（上山市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 荒谷特定猟具使用禁止区域（天童市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 白水川特定猟具使用禁止区域（東根市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5 (1) 名 称 大平特定猟具使用禁止区域（東根市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6 (1) 名 称 寒河江ダム特定猟具使用禁止区域（西村山郡西川町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 7 (1) 名 称 太田・中道特定猟具使用禁止区域（新庄市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8 (1) 名 称 五十川特定猟具使用禁止区域（長井市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9 (1) 名 称 古峯特定猟具使用禁止区域（南陽市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 10 (1) 名 称 宮崎特定猟具使用禁止区域（南陽市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 11 (1) 名 称 松ヶ岡特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 12 (1) 名 称 桜ヶ丘特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 13 (1) 名 称 三和特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 14 (1) 名 称 三川特定猟具使用禁止区域（東田川郡三川町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 15 (1) 名 称 荒鍋特定猟具使用禁止区域（東田川郡庄内町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

**山形県告示第1037号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年11月1日から平成25年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量業務）

#### 山形県告示第1038号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市相生町から同市大字花沢までの地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年10月15日から同年12月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級水準測量）

#### 山形県告示第1039号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
寒河江市木の下土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
寒河江市大字西根字木の下16番地の3
- 3 設立認可の年月日  
平成16年1月27日
- 4 変更認可の年月日  
平成24年10月30日

#### 山形県告示第1040号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 酒田都市計画道路
  - (2) 名称 3・3・4号本町東大町線、3・4・5号酒田駅築港線、3・4・6号光ヶ丘上安町線、3・4・18号寿町船場町線及び3・5・2号光ヶ丘高砂線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 3・3・4号本町東大町線
    - イ 追加する部分 なし
    - ロ 削除する部分 酒田市本町一丁目、二丁目及び三丁目並びに中町二丁目及び三丁目地内
  - (2) 3・4・5号酒田駅築港線
    - イ 追加する部分 なし
    - ロ 削除する部分 酒田市御成町、栄町、相生町二丁目、中央東町、中央西町、寿町並びに光ヶ丘二丁目及び三丁目地内

## (3) 3・4・6号光ヶ丘上安町線

- イ 追加する部分 なし  
ロ 削除する部分 酒田市光ヶ丘二丁目及び三丁目地内

## (4) 3・4・18号寿町船場町線

- イ 追加する部分 なし  
ロ 削除する部分 酒田市日吉町一丁目及び二丁目、船場町一丁目及び二丁目、寿町、中町三丁目並びに本町三丁目地内

## (5) 3・5・2号光ヶ丘高砂線

- イ 追加する部分 なし  
ロ 削除する部分 酒田市光ヶ丘四丁目、浜松町、高砂一丁目、二丁目及び三丁目、北浜町、古湊町、古湊町字古湊並びに宮海字明治地内

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成24年10月30日から同年11月13日まで  
(2) 場 所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所

## 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成24年10月30日

山形県庄内総合支庁産業経済部水産課長 井 口 雅 陽

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
漁業監視調査船「月峯」定期検査受検手続及び上架整備業務 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県庄内総合支庁産業経済部水産課総務係 酒田市山居町二丁目14番23号 電話番号 0234(24)6161
- 落札者を決定した日 平成24年9月20日
- 落札者の名称及び所在地  
有限会社家岸造船所 酒田市宮野浦字家岸585番地
- 落札金額 74,445,000円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年8月10日